

令和5年大和市農業委員会第6回総会議事録

令和5年6月28日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出

について

日程第5 報告第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

日程第6 議案第15号 農地法第3条の規定による所有者兼移転許可申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

報告第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第15号 農地法第3条の規定による所有者兼移転許可申請について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 5 年 6 月大和市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、5 番、小川道子委員、7 番、池田俊一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 総会資料 1 ページをごらんください。

5 月 26 日、第 28 回通常総代会が茅ヶ崎市で開催され、柏木会長が出席されました。

5 月 30 日、令和 5 年度全国農業委員会会長大会が都内で開催され、柏木会長が出席されました。

同日、大和市園芸協会通常総会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

5 月 31 日、やまと産業フェア 2023 第 1 回実行委員会が開催され、青木委員が出席されました。

6 月 21 日、第 87 回常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

6 月 23 日、神奈川県農業会議通常総会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

6 月 26 日、第 46 回大和市民まつり第 4 回役員会及び第 3 回実行委員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件について、ご意見等何かございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 5 月 30 日、大和市の園芸協会通常総会に出席しまして、古谷田市長のあ

いさつをいただき、各議案が承認されました。井上新会長をはじめ、新役員が承認されました。

それから、先日26日、大和市民まつりの4回役員会、3回実行委員会が開催され、出席いたしました。各部会の実績報告がされまして、今回の反省点、それから、来年に向かっての申し送り等がございました。来年の市民まつりにつきましては、8月に役員会、9月に実行委員会を予定しているということでございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかには、青木委員。

○青木委員 やまと産業フェア2023の第1回実行委員会に5月31日出席してまいりました。大和商工会議所の片倉副会頭が実行委員長でありまして、そのあいさつの後、その他の実行委員の自己紹介がありました。検討事項としまして要領、規約、予算について、副実行委員長につきましては、さがみ農協の理事の蜂須賀さんとやまと産業フェア企画委員会の委員長の小嶋さんでございます。あと、基本計画につきましては、リアル開催は11月11日の土曜日と12日の日曜日。12日につきましては、午後3時半までとなります。オンライン開催につきましては、11月の1カ月間を予定されております。あと、会場につきましては、プロムナードと中央第1号公園、商工会議所、やまと公園を予定しておりますけれども、やまと公園の利用方法につきましては、今後検討していくということでした。そのほか、広報、広告について、協賛について、出展についての検討がされました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から報告いたします。

5月26日、JAさがみ通常総代会に来賓として出席いたしました。コロナ感染について、感染法の分類が5類に引き下げられたことから、久々に盛大に開催されました。

5月30日、全国農業委員会会長大会が、関係者約1,800人の参加により

文京シビックホールで開催されました。国への政策提案のほか、農業委員会組織の取り組む全国運動の推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせなど決議されました。

6月21日の第87回常設審議委員会につきましては、審議事項はなく、報告事項のみでした。当面する農政問題として、地域計画策定に係る推進方針案でございますが、県農政課長から説明がありました。

6月23日、神奈川県農業会議通常総会につきましては、4月の合併後初めての総会でありましたが、3件の議案が提出され、賛成多数で可決されました。なお、議決数は現在52でございます。

以上です。

何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 なければ、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第24号については議案書1ページの4件が、報告第25号については議案書2ページの1件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、報告第26号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを

議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第26号について説明いたします。議案書は3ページ、案内図は総会資料の5ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和4年7月31日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、農地として管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。

については、申出人の妻と古木委員とで、令和5年5月8日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
古木委員、お願いします。

○古木委員　事務局の説明のとおり、5月8日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

日程第6、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

受付番号1番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第15号についてご説明いたします。議案書は4ページ、総会資料の6

から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、所有者の入院によるもので、所有者に意思決定能力があるうちに所有権を移転したいとこのことです。申請人とは5月29日に古木委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。譲渡人は、入院前は150日程度従事しており、耕運機、草刈り機、防除機等を所有しております。今後は譲受人が150日、その妻150日、譲渡人の母50日程度の従事予定とこのことです。譲受人、その妻ともに10年程度の農業経験があるとのことです。農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 次に、受付番号2番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第15号、受付番号2番をご説明いたします。議案書4ページ、総会資料は8から9ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料8ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人は接道がないための耕作不便で、譲受人は経営規模の拡大のためです。申請人が急用のため現地立ち会いに不参加となりましたが、6月6日に事務局と柏木会長とで現地の状況を確認し、後日、改めて事務局が申請人に申請内容について聞き取りをいたしました。譲受人はトラクター等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上、常時従事者が本人に加え3名おり、農地の全部効率利用要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
受付番号1番について、古木委員、お願いいたします。

○古木委員 5月29日に現地にて、私と事務局で譲渡人の子である譲受人にお会いし、

現地を確認して、所有権移転したい旨の確認をしました。今回、許可することは問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番について、私から説明します。

6月6日に事務局と私で現地確認をいたしました。譲渡人からは、接道のない農地であることから不便であるため、隣接農地所有者に譲渡したい旨を聞いております。また、譲受人からは、これまで狭い畑でありましたが、広くなるため効率がよくなること、秋からキャベツ等の露地野菜の作付をする予定である旨、聞いております。今回、許可することは問題ないと思います。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第15号は、許可することに決定いたしました。ありがとうございます。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年6月大和市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会